

PlayCanvas利用約款

GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社

第1章 総則

第1条 (本利用約款等の適用範囲)

このPlayCanvas利用約款 (以下、「本利用約款」という。) は、GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社 (以下、「当社」という。) が提供する開発エンジン「PlayCanvas」 (以下、「サービス」という。) の利用条件について定めることを目的とします。当社が定める本利用約款、プライバシーポリシー及び「サイトのご利用にあたって」 (以下、総称して「本利用約款等」という。) の内容の全部又は一部に同意しない方については、サービスの利用をお断りしますので、サービスの申込の前に、必ず本利用約款等の内容を確認してください。なお、本利用約款等には、当社が別に指定する、サービスのライセンサーの利用約款等の内容が、本利用約款等と矛盾しない範囲に含まれるものとし、矛盾する場合は本利用約款等の内容が優先します。当社のウェブサイトに、ライセンサーの利用約款等の日本語訳を掲載する場合がございますが、あくまでも参考として掲載するものであって、原文の内容に何ら影響を及ぼすものではありません。また、当該日本語訳に関して、当社は如何なる責任も負いません。

第2章 サービスの申込

第2条 (申込の方法)

1. サービスの申込者は、当社が公開しているウェブサイトから申し込む方法、又は申込書により申し込む方法のいずれかによりサービスの申込を行うものとします。
2. 当社が公開しているウェブサイトから申し込む場合には、ウェブサイト上の申込フォームのすべての項目を漏れなく入力したうえ、画面に表示される手順に従って送信の操作を行ってください。
3. 申込書により申し込む場合には、当社が別に定める様式の申込書のすべての項目を漏れなく記入し、押印のうえ、これを当社に提出してください。

第3条 (利用契約の成立)

1. サービスの利用契約は、次の各号に掲げるすべての要件を満たした時に成立します。
 - (1) 前条に定める申込が当社に到達すること。
 - (2) 当社がサービスを利用する方 (以下、「お客さま」という。) に対して承諾の意思表示を行うこと。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、サービスの申込者について次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合は、サービスの申込に対して承諾を行わないことがあります。
 - (1) 本利用約款に違反してサービスを利用することが明らかに予想される場合。
 - (2) 当社に対して負担する債務の履行について現に遅滞が生じている場合又は過去において遅滞の生じたことがある場合。
 - (3) サービスの申込に際して当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
 - (4) 申込の際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的にサービスの申込を行う行為能力を欠き、法定代理人その他の同意権者の同意又は追認がない場合。
 - (5) 既に無料アカウントを保有しているお客さまが、再度無料アカウントを申し込もうとする場合。
 - (6) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで支障がある場合又は支障の生じる恐れがある場合。

第3章 サービスの内容

第4条 (サービスの内容)

1. サービスの詳細な内容は、当社のウェブサイトに掲載するものとします。
2. 当社は、サービスに関するお客さまからの問い合わせについて、当社が別に定めるところに従い、これに回答するサービス (以下、「サポート」という。) を提供する場合があります。サポートの時間、方法、範囲その他の条件については、当社のウェブサイトに掲載するものとします。

第5条 (知的財産権)

1. サービス (次条のAPIを含む。) に関する著作権 (著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)、商標権、特許権、実用新案権、意匠権その他の知的財産権 (以下、「知的財産権」という。) は、当社又はPlayCanvas Limited (以下、「ライセンサー」という。) に帰属します。
2. お客さまがサービスを利用して作成又は投稿したコンテンツ (以下、「コンテンツ」という。) の知的財産権は、お客さまに帰属します。
3. お客さまは、お客さまがパブリックプロジェクトとして保存したコンテンツについて、第三者が閲覧、利用等できるように公開される場合があることを了承するものとします。

第6条 (APIの提供)

1. 当社又はライセンサーは、サービスのアカウントデータにアクセスする目的でお客さまにAPIを提供することができます。
2. お客さまは、当社の事前の承諾がない限り、前項に掲げる目的以外のためにAPIを利用してはいけません。
3. お客さまは、事前の通知なく当社又はライセンサーがAPIによるアカウントデータへのアクセスを変更、制限又は中断する場合があることを了承するものとします。
4. 当社又はライセンサーは、APIに関して、瑕疵が存在しないこと、特定目的に適合すること、第三者の権利を侵害しないこと及び継続的に提供されることについて一切保証しません。APIの利用に関する判断は、お客さまの責任で行うものとし、当社は、APIの利用によりお客さま又は第三者に生じたデータ等の滅失又は損傷、サーバ等その他の設備の停止その他の損害について一切の責任を負いません。

第4章 お客さまの義務

第7条 (料金の支払)

1. 当社は、サービスの料金 (以下、「利用料金」という。)、支払期限、支払方法を当社のウェブサイトに掲載するものとします。当社は、社会状況、経済情勢の変化、サービス提供上の技術的な要請その他の事情にもとづき、利用料金を改定することがあります。
2. お客さまは、前項のウェブサイトの定めに従って利用料金を当社に支払うものとします。
3. 利用料金の支払に際して生じる公租公課、銀行振込手数料その他の費用については、お客さまがこれを負担するものとします。
4. 当社は、お客さまから受領した利用料金について、いかなる事由がある場合でもこれを返金する義務を負わないものとします。
5. お客さまが期限までに利用料金を支払わない場合には、お客さまはその期限の翌日から元本に対して年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
6. 前5項の規定は、第19条第2項の定めるところによりサービスが更新される場合にこれを準用します。

第8条 (ID等の管理)

1. お客さまは、当社がお客さまに発行したユーザーID及びパスワード (以下、「ID等」という。) を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。
2. 当社は、サービスを提供するために運用する各種のシステムにアクセスしようとする者に対してID等の入力を求めることによってその者のアクセスの権限の有無を確かめる場合には、正しいID等を構成する文字列と入力されたID等を構成する文字列が一致するときは、その者にアクセスの権限があるものとして取

り扱います。

3. お客様は、ID等の適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償する責任を負います。

第9条（禁止行為）

お客様は、サービスを利用して、次の各号に掲げる行為を行い、又は第三者にこれを行わせてはいけません。

- (1) ID等をお客様以外の複数人で共有する行為。
- (2) 法令又は公序良俗に反する行為。
- (3) 犯罪行為又は犯罪行為に結びつく恐れのある行為。
- (4) 当社、ライセンサー又は第三者の知的財産権を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為。
- (5) 第三者のプライバシーその他の権利を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為。
- (6) スパムメールの発信の禁止等、インターネットの参加者の間において確立している習慣に反する行為。
- (7) 当社又はライセンサーの設備に過大な負荷を与える行為。
- (8) 前各号に掲げるほか当社が不適切と判断する行為。

第10条（お客様と第三者との間における紛争）

お客様は、サービスの利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシー権、知的財産権に関する侵害その他一切の紛争について、お客様自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。

第11条（契約上の地位の処分の禁止等）

お客様は、当社の承諾がない限り、本利用約款にもとづくお客様の地位、権利又は義務について、これを第三者に譲渡し、又は担保に供することができません。

第5章 サービスの停止等

第12条（帯域制限）

お客様のネットワーク帯域の使用量が、他のお客様のネットワーク帯域の使用量の平均値を大幅に超えると当社又はライセンサーが判断した場合、当社又はライセンサーは、お客様のネットワーク帯域の制限又は停止を行うことができるものとします。

第13条（サービスの提供の停止）

1. 当社は、お客様が本利用約款の規定に違反する行為を行っているとき又はサービスの提供のために緊急の必要があるときは、直ちに無催告でサービスの提供を停止することができるものとします。
2. お客様は、前項により当社がサービスの提供を停止した場合であっても、その間の分の利用料金を支払わなければなりません。

第14条（サービスの廃止）

当社又はライセンサーは、業務上の都合により、お客様に対して現に提供しているサービスの全部又は一部を廃止することがあります。

第15条（コンテンツの削除）

1. 当社又はライセンサーは、当社又はライセンサーの判断でコンテンツの削除をすることができるものとします。
2. 当社又はライセンサーは、サービスが利用期間の満了又は解除により終了した場合には、お客様のコンテンツを削除します。
3. 前2項のコンテンツの削除によりお客様又は第三者に損害が生じた場合でも、当社は、お客様又は第三者に対し、損害の賠償その他一切の責任を負いません。

第6章 免責

第16条 (不可抗力)

当社は、天災、疫病の蔓延、悪意の第三者による妨害行為又はサービスの提供に際して当社が利用する電気通信事業者の設備の故障等、当社に責任のない事由により、お客さまがサービスを利用することができなくなった場合であっても、これによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第17条 (免責等)

1. お客さまは、当社の設備の保守、電気通信の障害や遅延、当社の設備内のソフトウェアの瑕疵その他の事由によりサービスを利用できない事態が生じうるものであることを了承するものとします。
2. 当社は、サービス自体により又はサービスに関連してお客さま又は第三者に損害が生じた場合において、当社の過失の有無やその程度に関わらず、データ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。
3. 当社は、次の各号に掲げる事項のほか、サービスに関する事項についていかなる保証も行わず、いかなる担保責任も負いません。
 - (1) サービスが一定の品質を備えること。
 - (2) サービスの内容が特定の利用目的にかなうこと。
 - (3) サービスを利用することが第三者の権利を侵害するものではないこと。

第18条 (消費者契約に関する免責の特則)

1. 本利用約款の条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人のお客さま（事業として又は事業のためにサービスを利用するお客さまを除く。）については、当社の責任の全部を否定するのではなく、利用料金の1カ月分に相当する金額を限度として当社がその損害をお客さまに賠償するものと読み替えるものとします。
 - (1) 当社の債務不履行によりお客さまに生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項。
 - (2) 本利用約款における当社の債務の履行に際してなされた当社の不法行為によりお客さまに生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項。
 - (3) サービスの目的物に隠れた瑕疵があるとき（サービスが請負契約の性質を有する場合には、サービスによる仕事の目的物に瑕疵があるとき。）に、その瑕疵によりお客さまに生じた損害を賠償する当社の責任の全部を免除する条項。
2. 本利用約款の条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人のお客さま（事業として又は事業のためにサービスを利用するお客さまを除く。）については、適用しないものとします。
 - (1) 当社の債務不履行（故意又は重大な過失に限る。）によりお客さまに生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項。
 - (2) 本利用約款における当社の債務の履行に際してなされた不法行為（当社の故意又は重大な過失に限る）によりお客さまに生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項。

第7章 サービスの更新及び終了等

第19条 (利用期間)

1. 当社は、サービスの利用期間を当社のウェブサイトに掲載するものとします。
2. 当社が定める期限までに、お客さまから当社に対してサービスの更新を拒絶する旨の通知がない限り、サービスは同一内容で更新されるものとします。

第20条 (お客さまの行う解除)

1. お客さまは、いつでも将来に向かってサービスの解除を行うことができます。
2. 前項の解除権を行使する場合には、当社の定める方式に従って当社に対して解除の通知を行わなければなりません。当社の定める方式に従わない場合には、解除の効果は生じません。

第21条（当社の行う解除）

1. 当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告でサービスの解除を行うことができます。
 - (1) 本利用約款の定める義務に違背した場合。
 - (2) 破産手続その他の倒産手続の申立が行われた場合。
 - (3) 虚偽の事実を申告した場合。
 - (4) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合又は重大な支障の生じる恐れがある場合。
2. お客さまは、お客さまが前条に定める解除を行ったとき、又は当社が本条に定める解除を行ったときであっても、利用期間内の利用料金の支払義務を免れないものとします。

第8章 雑則

第22条（紛争の解決及び準拠法）

1. サービスに関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神にもとづき誠実に解決のための努力をするものとします。
2. 本利用約款に関する訴えについては、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. 本利用約款の準拠法は、日本国の法令とします。

第23条（本利用約款の改定）

当社は、実施する日を定めて本利用約款の内容を改定することがあります。その場合には、本利用約款の内容は、その実施の日から、改定された内容に従って変更されるものとします。

附則（2015年7月1日実施）

本利用約款は、2015年7月1日から実施します。

附則（2021年5月24日最終改定）

本利用約款は、2021年5月24日に改定し、即日実施します。